平成２６年（フ）第８５４号
千葉県船橋市駿河台１丁目３番30号　マロンハイツ103号
破産者　伊藤　久雄
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３７３号
新潟市西区坂井砂山２丁目７番48号
破産者　大本　貴之
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８号
奈良市宝来４丁目７番６号
破産者　株式会社朝野工務店
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３０６号
奈良市右京３丁目19―24　パティオビル１階、商業登記簿上の本店所在地奈良市右京４丁目12番地３
破産者　株式会社ヴィサージュ・ボーテ
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３８号
奈良県大和高田市大字奥田385番地
破産者　南本利春株式会社
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第７８号
北海道小樽市堺町２番３号
破産者　合同会社遊膳
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第８６３号
千葉市中央区要町２番１号
破産者　株式会社秋山酒店
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８６４号
千葉市花見川区西小中台４番３棟302号
破産者　秋山　昌廣
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３１２号
兵庫県姫路市飾磨区英賀春日町２―49、商業登記簿上の本店所在地兵庫県たつの市誉田福田230―１番地、従前の本店所在地兵庫県姫路市勝原区宮田64番地
破産者　株式会社フジカワタイヤ
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３１号
兵庫県養父市左近山１番地
破産者　マルタ惣菜株式会社
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第９号
島根県益田市本町３番15号
破産者　有限会社益田国際観光ホテル島田家
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所益田支部

平成２６年（フ）第１４０号
沖縄県宜野湾市真栄原２丁目９番１号
破産者　有限会社ビーシー
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第６１号
北海道室蘭市清水町２丁目11番11号
破産者　株式会社清陽建設
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第５８９号
東京都国分寺市本多５丁目15番21号シティコーポⅡ103
破産者　見目　　清
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８４１号
東京都小平市学園東町１丁目14番10号嶋田荘Ａ号、破産手続開始決定時の住所東京都小平市学園西町３丁目９番３―101号
破産者　坂本　明子
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２６号
山梨県都留市四日市場256番地
破産者　ツーエイチピー有限会社
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２６年（フ）第４１号
山梨県富士吉田市下吉田6484番地
破産者　有限会社丸米重機運輸
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２６年（フ）第１０１号
岐阜県各務原市蘇原東栄町１丁目55番地の３
破産者　株式会社愛岐産業
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１０２号
岐阜県各務原市蘇原東栄町２丁目３番地11　エスポワール各務原102号、開始決定時の住所岐阜県各務原市蘇原東栄町１丁目55番地３　サンシャイン愛栄３Ｆ
破産者　福田　　満
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２９６号
静岡県磐田市一言871番地
破産者　有限会社栄商会
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３８１号
静岡県浜松市中区和合町220番地の745
破産者　飯田住器株式会社
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係